

No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
1	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策1 男女平等についての啓発の推進	① 男女平等に関する啓発・広報活動の充実	男女共同参画推進事業	広報「太子」や町ホームページ、講演会等の様々な機会を通じて啓発・広報活動を行う。	住民人権課	南河内男女共同参画社会研究会(太子町・河南町・千早赤阪村)	例年11月に講演会令和7年度72名参加	講演会に頼らない啓発が課題である。	現状維持	6月の「男女共同参画推進月間」には庁舎内に特設コーナーを設置し、集中的に啓発を行う。	
2	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進	① 男女平等の推進に向けた教育内容の充実	学校教育全般	各教科指導や様々な行事の中で主体的に学ぶ姿勢を育成する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	男女混合名簿の作成。子どもが主体的に学ぶ姿勢を育むリフレット(学びコンパス)の作成とそれを用いた実践	男女別が当たり前となっていることへの対応	現状維持	引き続き、各教科指導や様々な行事の中で主体的に学ぶ姿勢を育成していく。	
3	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進	② 学校教育の場における男女共同参画の推進	学校教育全般	教職員自身の理解が深まるよう、男女共同参画に関する研修内容を工夫・改善する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	教職員研修の実施	研修講師の選定、費用などの負担	現状維持	引き続き、教職員自身の理解が深まるよう、男女共同参画に関する研修内容を工夫・改善していく。	
4	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進	③ 発達段階に応じた男女平等の学習の推進	保育所運営事業	男女平等の保育環境をつくるとともに、保育関係者に対し男女平等教育を行うための研修や指導の強化を図る。	子育て支援課	保育園、認定こども園	保育士・幼稚園教諭を対象とした研修の参加を促す。	費用の負担	現状維持	子育てへの理解や基本的な人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携・協働し、人権教育や相談支援を推進する。	
5	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進	③ 発達段階に応じた男女平等の学習の推進	幼稚園運営事業	男女平等の教育環境をつくるとともに、幼児教育関係者に対し男女平等教育を行うための研修や指導の強化を図る。	教育総務課	幼稚園	男女混合名簿の作成	男女別が当たり前となっていることへの対応	現状維持	引き続き、男女平等の教育環境をつくるとともに、幼児教育関係者に対し男女平等教育を行うための研修や指導の強化を図っていく。	
6	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策3 性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進	① 男女共同参画社会の実現のための生涯学習の推進	各事業	各事業において、男女平等・対等の意識を育てる活動や生涯学習講座の充実を図る。	生涯学習課		関連講座の開催	関係各課で取り組むことが課題である。	現状維持	積極的に関連講座を企画する。	
7	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとられない子育ての推進		保育機関と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行う。	子育て支援課	保育園、認定こども園	親子を対象とした関連事業の周知	参加者の増加が見込める事業や学習機会の提供	現状維持	子育てへの理解や基本的な人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携・協働し、人権教育や相談支援を推進する。	
8	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとられない子育ての推進	ファーストベビー講座 赤ちゃん会	保健福祉機関と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行う。	いきいき健康課 保健センター	子育て支援センター	令和7年度ファーストベビー講座15組を対象に対して10組が参加者 赤ちゃん会参加者(延べ人数) 300人(2月末時点)	ファーストベビー講座・赤ちゃん会では、平日の教室設定であるため、母親のみの参加である。	現状維持	父親が参加できるように日時や企画を検討していく必要がある。	
9	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとられない子育ての推進		教育機関と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行う。	教育総務課	幼稚園 小学校 中学校	男女混合名簿の作成 学習参観などの際に保護者対象の研修を開催。	男女別が当たり前となっていることへの対応	現状維持	教育機関・他課(生涯学習課など)と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供やお知らせの発行、意識啓発を行っていく。	

No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
10	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとらわれない子育ての推進	各事業	図書館、生涯学習センターと連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行う。	生涯学習課	図書館 生涯学習センター	各事業や公共施設での情報提供や関連講座の開催を行った。		現状維持	積極的に各事業、施設で情報の提供、関連講座の企画を行う。	
11	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	② 親の家庭教育参加の支援・促進	子ども子育て支援事業	親が積極的に子育てに関わるためのプログラムの開発など、子育てに積極的に関わる機会を高めるための学習機会の充実を図る。	子育て支援課	保育園・認定こども園・子育て支援センター・幼稚園	子育て応援プログラム「ふわり」、おひさま広場での講座の実施により、子育てに関する学習機会の提供を行った。	ニーズに応じた魅力のある講座の実施。就労人口の増加に伴う子育て広場利用者数の減少。	現状維持	今後も、子育て家庭のニーズに応じた講座を実施し、子育てに関する学習機会の提供を行っていく。また、広報等による情報発信・啓発を行う	
12	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	② 親の家庭教育参加の支援・促進	プレマ・パパ教室	保健センターにおける両親教室の開催など、子育てに積極的に関わる機会を高めるための学習機会の充実を図る。	いきいき健康課 保健センター		令和7年度参加者(延)は、母親4人、父親1人であった。(全て個別での対応)	個別対応が増えてきているため、本来の目的である同じ時期に出産予定の妊婦・パートナー同士の交流が果たされていない。	現状維持	引き続き、集団での実施を原則とし、必要に応じて個別対応していく。	
13	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策5 性教育に関する教育・啓発の推進	① ライフステージに応じた性教育の推進	学校教育全般	各学年に応じた内容で性教育を実施する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	各年齢の発達段階に応じた指導ができた	テキストなど、指導するうえで必要な参考書類などの不足	現状維持	引き続き、各学年に応じた内容で性教育を実施していく。	
14	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策5 性教育に関する教育・啓発の推進	② 多様な性について理解を深める教育機会の提供	学校教育全般	保健や総合学習の授業の中で理解を深める授業を実施する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	授業の中でカリキュラムに位置付けることができた。	テキストなど、指導するうえで必要な参考書類などの不足	現状維持	引き続き、保健や総合学習の授業の中で理解を深める授業を実施していく。	
15	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進	① 男性の家事・育児・介護への参加の促進	子ども子育て支援事業	男性が育児に積極的に参加できるよう、育児について学ぶことのできる機会を提供し、育児への男性の参加を促進する。	子育て支援課	保育園・認定こども園・子育て支援センター・幼稚園	男性の育児参加を促進するための講座を実施し、自主活動を継続できるよう支援する。	当事者同士の交流から、自主活動が継続できるよう支援する必要がある。	現状維持	今後も地域関係機関と連携し、育児への男性の参加を促していく。	
16	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進	① 男性の家事・育児・介護への参加の促進	男のたまり場(重層的支援体制整備事業)	男性が家事に積極的に参加できるよう、家事について学ぶことのできる機会を提供し、家事への男性の参加を促進する。	いきいき健康課 地域包括支援センター	保健センター	メンバー数は15人。男性にも家事への参加意識が浸透してきている。	メンバーの高齢化・固定化が進んでいる。	現状維持	引き続き周知啓発を行い、特に前期高齢者にも参加を呼び掛けている。	
17	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進	① 男性の家事・育児・介護への参加の促進	商工業振興管理事業	男性の積極的な家事や育児、介護の参加促進にあたっては、職場の意識改革を行う必要がある。	観光産業課	富田林商工会太子町支部	パンフレット等の啓発物配架		現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	

No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
18	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進	② 住民に向けた育児休業・介護休業制度等の取得促進	男女共同参画推進事業	住民に対して、育児休業・介護休業制度等の普及・啓発を行い、取得を促進する。	住民人権課	子育て支援課 福祉介護課	パンフレット等の啓発物配架		現状維持	6月の「男女共同参画推進月間」には、集中的に啓発を行う。	
19	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進	人権啓発事業	職場における男女平等意識の啓発を行い、雇用の場における男女の均等な取り扱いの推進、女性の能力発揮促進のための支援を行う。	住民人権課	河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野		様々な媒体を活用した啓発を行うことが課題である。	現状維持	6月の「就職差別撤廃月間」等には、関係機関と連携して集中的に啓発を行う。	
20	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進	地域就労支援事業	職場における男女平等意識の啓発を行い、雇用の場における男女の均等な取り扱いの推進、女性の能力発揮促進のための支援を行う。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会 ハローワーク河内長野	・関係機関等と連携した合同就職面接会&説明会の実施。 ・出張就労相談会の実施。 ・職業能力開発事業の一環で医療事務講座の実施。	様々な媒体を活用した啓発を行うことが課題である。	現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
21	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	② ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実	人権啓発事業	企業に対する積極的な啓発・広報活動を行う。また、事業者に対し、職場の相談支援体制の充実を求める。	住民人権課	河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野	・関係機関等と連携し、研修等への参加を促している。 ・女性の人権相談員1人養成	積極的な啓発・広報活動を行うことが課題である。 相談員の経験値不足が課題である。	拡大	関係機関と連携し、町内の事業者等に対して積極的な啓発活動を行う。 引き続き、人権相談員を養成する。相談員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。	
22	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	② ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実	商工業振興管理事業	企業に対する積極的な啓発・広報活動を行う。また、事業者に対し、職場の相談支援体制の充実を求める。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会 ハローワーク河内長野	・関係機関等と連携した合同就職面接会&説明会において「職場のお悩み相談」の実施。 ・雇用促進広域連携協議会で労働関連セミナーの実施。	様々な媒体を活用した啓発を行うことが課題である。	現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
23	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	③ 保育園・放課後児童会における保育内容及び保育時間の整備	保育所運営事業 放課後児童会運営事業	就労形態や家族形態の変化・多様化に対応できるよう保育内容の整備に努める。	子育て支援課	保育園、認定こども園 放課後児童会	放課後児童会はH27.4より小6までの受入れを行い、H27.7からは開所時間を延長し、働きやすい環境づくりに努めた。	放課後児童会では、低学年ほど利用希望が高く、高学年のニーズはそれほどないことから、バランスの取れた運営が求められる。	現状維持	放課後児童会指導員の安定的な確保及び子どもに合った適切な運営に取り組んでいく。	
24	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	④ 企業に向けた育児休業・介護休業制度等の取得促進	商工業振興管理事業	育児休業・介護休業制度等に関する情報提供を行うとともに、従業員との取得促進や職場復帰しやすい職場環境づくりに向けた啓発を行う。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会	・雇用促進広域連携協議会で労働関連セミナーの実施。	様々な媒体を活用した啓発を行うことが課題である。	現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
25	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	⑤ 自営業における家族従業者や、農業に従事する非雇用労働者への啓発	商工業振興管理事業	農業、自営業などに従事する女性労働者の健康面や、労働状態などの実態を把握し、就業環境の整備と育成を住民とともに進める。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会	・雇用促進広域連携協議会で労働関連セミナーの実施。		現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
26	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり【女性活躍推進計画】	施策1 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進	① 男女共同参画を推進するグループへの支援	男女共同参画推進事業	男女共同参画を推進するグループに対しては、各グループの交流促進や情報の提供、活動拠点等の整備・充実を図り、支援を行う。	住民人権課			未実施	実施	まず、男女共同参画を推進するグループを把握する。	

No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
27	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策1 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進	② 地域活動における男女共同参画の推進	各事業、各業務	男女がともに積極的にまちづくりに参加できるよう情報の提供と啓発活動を行う。	全課	全課	議員に対し、パンフレット・チラシ等の配付を実施(議会事務局)各事業、施設で情報の提供(生涯学習課)	全課で取り組むことが課題である。	拡大	積極的に情報提供と啓発活動を行う。	
28	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策1 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進	③ 地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進	各事業、各業務	男女が共同して地域社会の活性化に参画していく機運の醸成を図る。	全課	全課	各事業、施設で情報の提供(生涯学習課)	全課で取り組むことが課題である。	拡大	町会・自治会、PTA、商工会等各種団体への女性の参加を促進する。	
29	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策2 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進	① 審議会委員等への女性の参画促進	別表1 各審議会等	地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用を促進する。	別表1 各課	別表1 各課	女性委員の割合 27.6%(R8.3.31時点)	各課で取り組むことが課題である。	拡大	積極的に女性の登用を促進する。	目標値 50%(R11.4.1時点) 第5次総合計画後期 40%(R7.4.1時点)
30	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策2 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進	② 町政への女性の参画促進	別表2 各委員会、委員	地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性の登用を促進する。	別表2 各課	別表2 各課	女性委員の割合 22.6%(R8.3.31時点)	各課で取り組むことが課題である。	拡大	積極的に女性の登用を促進する。	
31	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策3 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進	① 男女職員が多様な経験を積むことができる人事配置の推進	人材育成基本方針	人事評価制度と連動させながら人材育成に努める。	秘書政策課		人事評価と連動させながら人材育成に努めている。		現状維持	建設・土木や看護職等、男性または女性の職域とされている部門についても、男女平等意識に基づいて配置できるよう引き続き検討を行う。	
32	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策3 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進	② 町職員の研修機会の拡大	職員研修計画	人権意識に基づく男女平等についての研修参加機会を拡大し、男性職員、女性職員ともに積極的な参加を促す。	秘書政策課	南河内郡町村職員研修協議会(太子町・河内町・千早赤阪村)	毎年11月に開催される講演会に、各課1名以上の参加を促している。また、人権団体主催の研修を積極的に活用している。	講演会に頼らない啓発が課題である。	現状維持	定期的に研修参加機会を設け、積極的な参加を促す。	
33	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策3 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進	③ 女性職員の管理職への積極的な登用の推進	女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	数値目標を設定し、女性管理職の登用や女性職員の採用を積極的にすすめる。	秘書政策課		女性管理職の割合 37.7%(R8.3.31時点)		現状維持	積極的に女性の登用を促進する。	目標値 40%(R11.4.1時点)
34	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	① 広報や学習、教育などを通じた人権尊重についての意識啓発の推進	人権啓発事業	広報「太子」による啓発や人権学習の講座などを通して「人権尊重のまちづくり」をめざす。	住民人権課	太子町人権協会 人権擁護委員	毎年12月に関係機関と連携し、講演会を行い、令和7年度は61名が参加した。	講演会に頼らない啓発が課題である。	現状維持	憲法週間や人権週間に商業施設等と連携した啓発活動や講演会などを実施し、集中的に啓発を行う。	
35	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	② 人権侵害に苦しむ人々に対する支援体制の整備	総合相談事業(人権相談)	相談支援にあたっては、近隣自治体と連携し窓口の充実を図るとともに、各関係機関と連携して状況の改善を図る。	住民人権課	河南町、千早赤阪村 大阪法務局富田林支局	令和7年度 女性問題(DV)4件 その他5件 ・女性の人権相談員1人養成	相談員の経験値不足が課題である。	拡大	引き続き、人権相談員を養成する。相談員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。	

No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
36	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	③ 性的マイノリティに対する理解促進と配慮	学校教育全般	学校教育を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努める。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	教職員研修の実施	教職員がこれまで行ってきた指導の中に性的マイノリティへの配慮が不足していること、具体例などを学んだ。	拡大	引き続き、学校教育を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に取り組んでいく。	
37	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	③ 性的マイノリティに対する理解促進と配慮	各事業、各業務	生涯学習を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努める。	生涯学習課				現状維持	積極的に各事業、施設で情報の提供、関連講座の企画を行う。	
38	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	③ 性的マイノリティに対する理解促進と配慮	人権啓発事業	性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努める。	住民人権課	太子町人権協会 人権擁護委員	令和5年度太子町人権啓発推進大会での多様性について講演を行った。 参加者29名	理解促進にはワークショップが効果的である。	拡大	性的マイノリティに対する理解促進のため、研修会を行う。	
39	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	③ 性的マイノリティに対する理解促進と配慮	窓口業務等	性的マイノリティに配慮した対応に努める。	全課	全課	令和3年度印鑑登録証明書の性別欄の削除	性別の必要性は各課(事業担当課)でないといけない。	現状維持	引き続き、各課での性別の必要性を考慮し、各種申請用紙等の性別欄を削除する。また、進捗状況を調査する必要がある。	
40	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援	① 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援体制の充実	妊娠・出産・子育てサポート事業	母子が健やかに生活できるよう、情報提供や相談支援の充実を図り、妊娠前から出産、育児に至るまで、切れ目のない支援を行う。	いきいき健康課 保健センター	子育て支援課 教育委員会	令和7年度面談での相談件数(延):妊婦145件、産婦143件、乳児201件、幼児289件(2月末時点)	母親だけでなく、父親およびパートナーとの関りが少ないため、積極的に電話や面談、文書でもやり取りを行う必要がある	現状維持	妊娠届出時や出産時にプランを作成し、妊娠期や育児期に積極的に支援していく。電話だけではなく、ICTの活用も考慮していく必要がある。	
41	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援	② 生涯を通じた健康維持のための検診及び健康相談機能の充実	個別健診、集団健診、がん検診、成人歯科健診等健康相談会	生涯を通じて健康で生きがいのある生活をおくるための正しい情報提供を行い、健康づくりへの支援や相談を実施する。	いきいき健康課 保健センター	保険医療課	特定健診の受診率やがん検診の受診率は年々増加している。	受診率の低迷	現状維持	個別と集団へのアプローチを組み入れながら、できるだけ多くの人に健康づくりへの支援・相談ができるよう工夫する。	
42	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援	③ 心の健康づくりの推進	心の健康相談会「こころほぐしの会」	相談窓口の周知を行うとともに、相談技術を備えた人材の育成を図り、相談機能を強化する。	いきいき健康課 保健センター	福祉介護課 子育て支援課 教育委員会など	令和7年度9人の相談があった(1月末まで。3月は予定あり)	参加後の精神的なフォローを継続的にする必要がある	現状維持	継続フォローが必要なか心理士に確認し、必要な場合は担当からアプローチしていくよう支援する。	
43	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援	③ 心の健康づくりの推進	各事業、各業務	心の健康づくりに関する理解を広めるための啓発活動や学習機会を提供する。	生涯学習課		各事業、施設で情報の提供 関連講座の開催		現状維持	積極的に各事業、施設で情報の提供、関連講座の企画を行う。	
44	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援	④ 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育		喫煙やアルコール、ドラッグなどの危険から住民を守るために、とりわけ若年層に向けて薬物等への依存防止の啓発活動を推進する。	福祉介護課	太子町保護司及び更生保護女性会 太子町民生委員児童委員協議会	7月 社会を明るくする運動啓発月間街頭及び町立中学校生徒に啓発(保護司、更生保護女性会)		現状維持	引き続き啓発に努める。	

No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
45	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援	④ 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育	喫煙・アルコール・ドラッグ依存症等の啓発事業	喫煙やアルコール、ドラッグなどの危険から住民を守るために、とりわけ若年層に向けて薬物等への依存防止の啓発活動を推進する。	いきいき健康課 保健センター	富田林保健所	各関係機関へのポスター掲示の依頼や広報記事への掲載、チラシの配布を行った。	喫煙やアルコール依存の啓発はしているが、ドラッグ依存への啓発はなかなかできていない。	現状維持	とくどく健診などの時を利用して喫煙・アルコールについての健康被害についての啓発を行っていく。	
46	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援	④ 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育		喫煙やアルコール、ドラッグなどの危険から住民を守るために、とりわけ若年層に向けて薬物等への依存防止の啓発活動を推進する。	教育総務課	町立小中学校	各学校において、「お薬教室」や「薬物乱用防止教室」を実施した。	授業時数確保のため、各教室を実施するときの日程調整や講師選定。	現状維持	引き続き、若年層に向けて薬物等への依存防止の啓発活動を推進していく。	
47	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへの自立支援	① 障がいのある人が地域で自立して安定した暮らしをしていくための支援体制の充実	障がい者自立支援給付等事業	障がいのある人が地域の中で安定した生活を営むことができるよう、障がい福祉の充実を図る。	福祉介護課	社会福祉協議会 子ども家庭センター 医療機関 障がい者自立支援訓練施設など	包括支援体制の充実	障がい者が抱える複合的な課題の解決	現状維持	庁内及び社会福祉協議会連携強化によるワンストップサービス体制の強化	
48	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへの自立支援	② 援助を必要とする高齢者を地域で支える体制の構築	・元氣ぐんぐんトレーニング ・高齢者交流サロン推進事業 (重層的支援体制整備事業)	地域における介護予防活動、居場所づくり、見守り体制の充実を図り、高齢者の自立生活を支援する。	いきいき健康課 地域包括支援センター	太子町社会福祉協議会	介護予防体操(元氣ぐんぐん体操25か所・実人数320人)や高齢者交流サロン(11か所、延べ7501人、12月末現在)。サロンについては男性・女性=2:8の割合。	新しい参加者層の取り込みと男性の参加者を増やすことが必要。	現状維持	新規者や男性も参加しやすい事業内容を検討し、地域のグループの活躍を支援する。	
49	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへの自立支援	③ 在宅介護・看護に対する支援体制の充実	窓口業務等	ホームヘルパーや訪問看護の制度の充実を図るとともに、在宅介護や看護を支える制度の情報提供に努める。	福祉介護課	社会福祉協議会	住民主体の生活支援活動団体(有償ボランティア)で、男女ともに活躍している。	担い手の高齢化が進む中、新規の担い手の確保も困難となっている。	現状維持	会合やイベントの際に、情報提供並びに周知啓発を行う。	
50	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへの自立支援	③ 在宅介護・看護に対する支援体制の充実		ホームヘルパーや訪問看護の制度の充実を図るとともに、在宅介護や看護を支える制度の情報提供に努める。	福祉介護課	社会福祉協議会 民生委員児童委員 いきいき健康課 医療機関など	包括支援体制の充実	独居高齢及び単身高齢者世帯の増加と課題の複合化	現状維持	町、民生委員児童委員及び社会福祉協議会の連携による一体的な見守りを継続する。	
51	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへの自立支援	④ 複合化、複雑化した課題を包括的に解決する重層的支援体制の充実	多機関協働事業	複雑な課題を抱える人を支えるために、関係機関をつなぎ、支援を調整し、地域全体で支える仕組みをつくる。	福祉介護課	社会福祉協議会等			現状維持	複雑な課題を抱えるケースについて、役割分担して支援していけるよう関係機関との連携を強化する。相談に繋がりにくいケースをキャッチできるようアウトリーチの強化を行う。	
52	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへの自立支援	⑤ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	困難女性支援事業	女性相談支援員の配置及び大阪府女性相談センターなどの関係機関や民間団体との連携を強化する。女性相談支援員のスキル向上のための研修などに積極的に参加する。	住民人権課	各課 大阪府女性相談センター 富田林子ども家庭センター	令和6年度から女性相談支援員を、引き続き設置している。令和7年度相談延べ件数39件(見込み)	相談員の経験値不足が課題である。	拡大	引き続き、女性相談支援員を派遣する。女性相談支援員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。	
53	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへの自立支援	⑥ 支援対象者の早期把握(アウトリーチなど)	困難女性支援事業	社会福祉協議会、NPO法人などの民間団体と連携しながらアウトリーチ活動を実施し、支援を必要とする人を早期に把握し、信頼関係を築きながら支援につなげる。	住民人権課	社会福祉協議会 民間団体	チラシを作成し、配布・HP掲載・民間団体への説明等により、周知活動を実施。	庁内も含め、周知が足りない。	拡大	民間団体等との連携を強化する。相談窓口、関係機関、女性相談支援員等の周知を行う。	

No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
54	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	① ひとり親家庭等の生活の 安定と社会福祉の充実		子どもの健やかな成長が 実現できるよう、育児・家 事支援など、総合的な支 援を充実させることで、生 活上の困難な状況を改善 する。	子育て支援課	大阪府、ヘルパー委託 事業所、短期入所委託 事業所、子育てポラン ティア、富田林子ども家 庭センター	ひとり親世帯への児 童扶養手当給付(大 阪府)、保護者のレ スバイト等のための ヘルパー等派遣、短 期入所サービスの提 供、事業所の確保、女 性相談への連携	食の確保ができる事業が必要、また、高年齢児童が集える居場所が必要。	現状維持	食の提供ができ、生活支援 が必要な18歳までの児童 が集える居場所づくりに努 める。	
55	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	② ひとり親家庭等の就労支 援対策の促進と保育体制の 充実	地域就労支援事業	就労相談から就職情報の 提供、就労支援講習会の 開催や職業能力向上のた めの訓練などの情報提 供、就労支援を行う。	観光産業課	富田林商工会太子町 支部 雇用促進広域連携協 議会 ハローワーク河内長野 南河内地域若者サ ポートステーション 河内町	・関係機関等と連携 した合同就職面接 会&説明会の実 施。 ・出張就労相談会の 実施。 ・職業能力開発事業 の一端で医療事務 講座の実施。	相談窓口における実績がないことが課題である。	現状維持	相談窓口を周知するととも に、研修等に参加すること で相談スキルの向上を図 る。	
56	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	② ひとり親家庭等の就労支 援対策の促進と保育体制の 充実		保育園における延長保育 や休日保育、放課後児童 会での受入れ、地域での 見守り体制の充実などに 向けて支援を行う。	子育て支援課	保育園、認定こども園 放課後児童会	放課後児童会の開 所時間を長期休暇 時及び土曜は朝8時 から、閉所時間も平 日は午後7時までと し、保育体制の充実 を行った。	放課後児童会を夏休み等の 長期休暇時のみ利用したい 希望者が多い。 児童が病気の時に保育・看 護ができる病児保育がない。	現状維持	子どもが安心して遊べる居 場所づくりや病児保育の実 施に取り組んでいく。	
57	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	③ ひとり親家庭のネット ワークづくりの促進		特にひとり親家庭の自立 支援のための相談、情報 提供体制を充実し、ひとり 親家庭を対象に、地域で のネットワークづくりを支 援する。	子育て支援課	富田林子ども家庭セン ター生活福祉課・太子 町母子寡婦福祉会・社 会福祉協議会	随時、面接または電 話により、相談や情 報提供などの支援 を富田林子ども家庭 センター担当者が行 う。 社協と連携し加入を 促進する。役場女性 相談窓口との連携。	毎月広報等で周知している。 希望者には役場での出張 相談も受付けているが、広報を見 て相談される方は少数。太 子町母子寡婦福祉会の周知 が図れていない。	現状維持	窓口対応時などに相談 ニーズがあれば、積極的に 情報提供をしていく。	
58	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策1 配偶者等からの暴力(DV) への対策の充実	① 男女がお互いの人権意 識を高めるための啓発活動 の推進	男女共同参画推進事業	あらゆる暴力を防止する ために、様々な媒体・機会 を活用した啓発活動を推 進する。	住民人権課	太子町人権協会 人権擁護委員		様々な媒体・機会を活用した 啓発活動を推進することが 課題である。	現状維持	11月の「女性に対する暴力 をなくす運動期間」には、集 中の啓発を行う。	
59	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策1 配偶者等からの暴力(DV) への対策の充実	② 配偶者や元配偶者、 パートナー、恋人等からの暴 力(DV)に関する啓発・学習 機会の提供	男女共同参画推進事業	暴力の実態についての情 報を収集・分析し、暴力の 現状や対策についての啓 発・学習機会の提供を行 う。	住民人権課			暴力の実態についての情報 を収集・分析できていないこ とが問題点である。	現状維持	11月の「女性に対する暴力 をなくす運動期間」には、集 中の啓発を行う。	
60	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策1 配偶者等からの暴力(DV) への対策の充実	③ 暴力の被害者に対する 相談支援体制の充実	男女共同参画推進事業	被害者が安心して相談で きるよう体制づくりに努 め、困難な事業について は、相談機関に繋ぎ、適 切な支援が受けられるよ うに努める。	住民人権課	大阪府女性相談セン ター 富田林子ども家庭セン ター	令和6年度から女性 相談支援員を、引継 ぎ設置している。	被害者が安心して相談でき る体制づくりと相談窓口の周 知が課題である。	拡大	引き続き、女性相談支援員 を配置する。相談員のスキ ルアップのため、研修等に 積極的に参加する。	
61	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策2 セクシュアル・ハラスメントへ の対策の充実	① セクシュアル・ハラスメン トに対する理解の促進	男女共同参画推進事業	あらゆる機会においてセク シュアル・ハラスメントへの 認識・理解を深めるため の啓発・広報活動を行う。	住民人権課			積極的な啓発・広報活動を 行うことが課題である。	拡大	固定的な性別役割分担意 識に基づく言動がセクシュ アル・ハラスメントの発生の 原因や背景にもなることな どを周知する。	

No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
62	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策2 セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実	② セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実	総合相談事業(人権相談) 人権啓発事業	相談窓口の周知を図るとともに質の向上を図る。また、事業者に対し、職場の相談支援体制の充実を求める。	住民人権課	河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野	令和7年度 女性問題(DV)4件 その他5件 ・女性の権利相談員1人養成	相談窓口を周知することが課題である。 相談員の経験値不足が課題である。	拡大	引き続き、人権相談員を養成する。相談員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。	
63	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策2 セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実	② セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実	商工業振興管理事業	相談窓口の周知を図るとともに質の向上を図る。また、事業者に対し、職場の相談支援体制の充実を求める。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会 ハローワーク河内長野	・関係機関等と連携した合同就職面接会&説明会において「職場の悩み相談」の実施。 ・雇用促進広域連携協議会で労働関連セミナーの実施。	相談窓口における実績がないことが課題である。	現状維持	相談窓口を周知するとともに、研修等に参加することで相談スキルの向上を図る。	
64	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化	① 被害者及び被害者の同伴者に対する一時保護機関の紹介	男女共同参画推進事業	さらなる被害を防止、安全な生活を確保するために、本人の意思を尊重した上で、一時保護機関へ繋げる。	住民人権課	各課 富田林子ども家庭センター	令和6年度から女性相談支援員を、引き続き設置している。	相談員の経験値不足が課題である。	現状維持	相談者の安全確保を最優先に考え、必要に応じて専門機関に繋げるサポートを行う。	
65	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化	② 継続した保護体制の整備	戸籍住民登録事業 住民基本台帳事務における支援措置業務	加害者が被害者の個人情報等を得られないよう、徹底した配慮をおこなう。	住民人権課	富田林警察署		支援を求められやすい体制づくりが課題である。	現状維持	被害者の住所が特定されないよう、住民票や戸籍附表の閲覧制限等を実施する。	
66	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化	③ 被害者の自立生活促進に向けた支援体制の整備	男女共同参画推進事業	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	住民人権課	各課 富田林子ども家庭センター ハローワーク河内長野 大阪府等	令和6年度から女性相談支援員を、引き続き設置している。	相談員の経験値不足が課題である。	現状維持	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	
67	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策4 関係機関との連携	① 国及び大阪府との連携・協力体制の強化	男女共同参画推進事業	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	住民人権課	国、大阪府 大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議	令和6年度から女性相談支援員を、引き続き設置している。	相談員の経験値不足が課題である。	現状維持	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	
68	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策4 関係機関との連携	② 配偶者暴力支援センターとの連携強化	男女共同参画推進事業	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	住民人権課	各課 富田林子ども家庭センター 大阪府女性相談センター	令和6年度から女性相談支援員を、引き続き設置している。	相談員の経験値不足が課題である。	現状維持	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	